# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

- 1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明
- (4) 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて
  - 資料1 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の 制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月12日

健康福祉局

議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定 について

#### 1 改正理由

高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築を行う民間事業者 の選定に関して調査審議を行う附属機関を設置するため

#### 2 設置する附属機関

- (1)名 称 川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事 業者選定委員会
- (2) 所 掌 事 務 高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築 を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。
- (3)組 織 学識経験者及び市職員6人以内の委員
- (4)委員の任期 委嘱され、又は任命された日から令和4年3月31日
- 3 施行期日

令和3年4月1日から

### 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前						
○川崎市附属機関設置条例				○川崎市附属機関設置条例						
平成27年3月23日条例第1				号				平成27年3月23日条例第1号		
第1条~第9条 (略)				第1多	条~第9条 (略	<b>(</b> )				
別表第1(第2条~第5条関係)				1	第1(第2条~第	55条関係)				
市長の附属機関				市長の附属機関						
附属機関 所	季員の 定数	委員の構成	委員の任 期		附属機関	所掌事務	委員 の定数	委員の構成	委員の任期	
(略)				(略)						
川崎市福祉 福祉有償	運送の必要 15人以	(1) 関係団体	2年	j	川崎市福祉有償	福祉有償運送の必要	15人	(1) 関係団体	2年	
有償運送運 性、安全	及び旅客の内	の役職員			運送運営協議会	性、安全及び旅客の	以内	の役職員		
営協議会 利便の確	保のために	(2) 市民				利便の確保のために		(2) 市民		
必要な措	置並びに旅	(3) 関係行政	Z I			必要な措置並びに旅		(3) 関係行政		
客から収	受する対価	機関の職員	Į			客から収受する対価		機関の職員		
に関して	調査審議す	(4) 市職員				に関して調査審議す		(4) 市職員		
ること。						ること。				
川崎市高齢 高齢者外	出支援乗車 6人以	(1) 学識経騎	後 委嘱さ		<新規>					
者外出支援 事業に係	る利用管理 内	<u>者</u>	<u>れ、又は</u>							
乗車事業利 システム	等の構築を	(2) 市職員	任命され							
用管理シス 行う民間	事業者の選		た日から							
テム等構築 定に関し	て調査審議		令和4年							
事業者選定 すること	<u> </u>		3月31日							
<u>委員会</u>			まで							
(略)					(略)					

改正後	改正前
別表第2(第2条~第5条関係) (略)	別表第2(第2条~第5条関係) (略)